

小田原市要綱第48号

小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 自転車乗車中の事故被害の軽減及び自転車利用者の交通安全意識の向上を図るため、自転車乗車用ヘルメットの購入費に対し、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用するものであって、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたマーク等が付されたもの（中古品、転売品等を除く。）をいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等で、市長が認めるもの

(2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するもの及び成年後見人等をいう。

(3) 使用者 補助金申請時に市内に居住し、住民基本台帳に登録されている者であつて、自転車乗車中にヘルメットを使用する者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する使用者とする。

(1) 令和6年4月1日以降にヘルメットを購入していること。

(2) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

2 前項に規定する使用者が、未成年者又は成年被後見人等である場合に限り、その保護者等を補助金の交付の対象とすることができる。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、ヘルメットの購入経費（消費税及び地方消費税を含む。）に対し、1個当たり1,000円とする。ただし、ヘルメットの購入費用が1,000円未満の場合は、その額とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼口座振替依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 申請者の本人確認ができる書類の写し

(2) 使用者の本人確認ができる書類の写し（申請者と使用者が同一の場合は不要）

(3) ヘルメットの購入に係る領収書の原本

(4) ヘルメットが第3条第1号に掲げる認証を満たしていることが分かるもの

(5) 振込先口座番号が確認できるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）に

より申請者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第 8 条 市長は、小田原市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）第 8 条に規定する必要な措置として、申請者が、同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当する場合は、補助金の交付の対象者とししない。

2 市長は、補助を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の個人情報を提供し、暴力団員等に該当するか否かを確認するものとする。

3 市長は、交付の決定を受けた者が暴力団員に該当することとなったときは、交付決定を取り消すことができる。

(交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第 10 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄してはならない。ただし、メーカーの保証期間を経過した場合は、この限りでない。

(利用状況等の調査)

第 11 条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対して、ヘルメットの利用状況等について調査することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼口座振替依頼書

年 月 日

小田原市長 様

申請者	住 所	
	フリガナ 氏 名	
	電話番号	※日中に連絡が可能な電話番号

小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）
第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

ヘルメット の使用者	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	□申請者と同じ		申請者 との関係
購入したヘ ルメット	メーカー		品名又 は品番	
	安全基準			
	購入価格	円	購入年月日	年 月 日
補助金申請額	円			

○添付書類

申請者の本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード、保険証等）の写し

使用者の本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード、保険証等）の写し

（申請者と同一の場合は不要）

ヘルメットの購入に係る領収書の原本

ヘルメットが要綱第3条第1号に掲げる認証を満たしていることが分かる資料

振込先口座番号が確認できるものの写し

（裏面に続く）

(裏面)

○同意事項 (□に✓を入れて下さい。)

□住民基本台帳に登録されていることを確認すること及び小田原市暴力団排除条例
(平成23年条例第29号)に基づき、暴力団員等でないことを神奈川県警察本部
に確認することについて了承します。

○振込先

次の口座に補助金を振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 労働金庫	支店名	本店 支店 出張所
預金種目	普通 ・ 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様式第2号（第7条関係）

小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付について、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定が取り消され、既に交付された補助金を返還しなければならないこと。
- (2) この補助金は、小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費を補助するために交付するものであり、交付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄してはならない。ただし、メーカーの保証期間を経過した場合は、この限りではないこと。

様式第3号（第7条関係）

小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、次の理由により交付しないことを決定したので、通知します。

（不交付の理由）

様式第4号（第9条関係）

小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定（一部）取消通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付け地安指第 号で交付決定した小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、次の理由により交付決定を（一部）取り消しますので、通知します。

（取消しの理由等）